

**手続名**  
児童扶養手当の認定請求及び手当額改定請求などに係る手続き

**手続説明**

・概要  
ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される児童扶養手当について、認定・却下を申請書類に基づき決定する手続きです。また、毎年8月の現況届、認定者の状況変更による変更届等に基づき支給の可否を決定し、1月・3月・5月・7月・9月・11月の定時支払月及びその他の随時支払月に手当額を支給します。

・対象者  
下記のいずれかに該当する、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある（心身に一定の障害のあるときは20歳未満）児童を監護している父または母、もしくは、父または母にかわってその児童を養育しているかたに支給されます。

- ・父母が離婚（事実婚の解消を含む）した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める障害の状態にある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・船舶や飛行機の事故等により、父または母の生死が3か月以上明らかでない児童
- ・婚姻（事実婚を含む）によらないで生まれた児童
- ・棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

・所得制限  
申請するかたやその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

・提出期限  
手当は、原則として認定請求をした日の属する月の翌月から支給されます。

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

※子育て支援課窓口での手続きになります。必要な書類については、子育て支援課手当医療グループにお問い合わせください。

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kosodate\\_kyoiku/kosodate\\_oen/koumokubetsu/hitoriova/2010-0817-1553-32.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kosodate_kyoiku/kosodate_oen/koumokubetsu/hitoriova/2010-0817-1553-32.html)

<b>出張所での取扱い</b>	<b>木曜延長・休日開庁の取扱い</b>
なし	あり